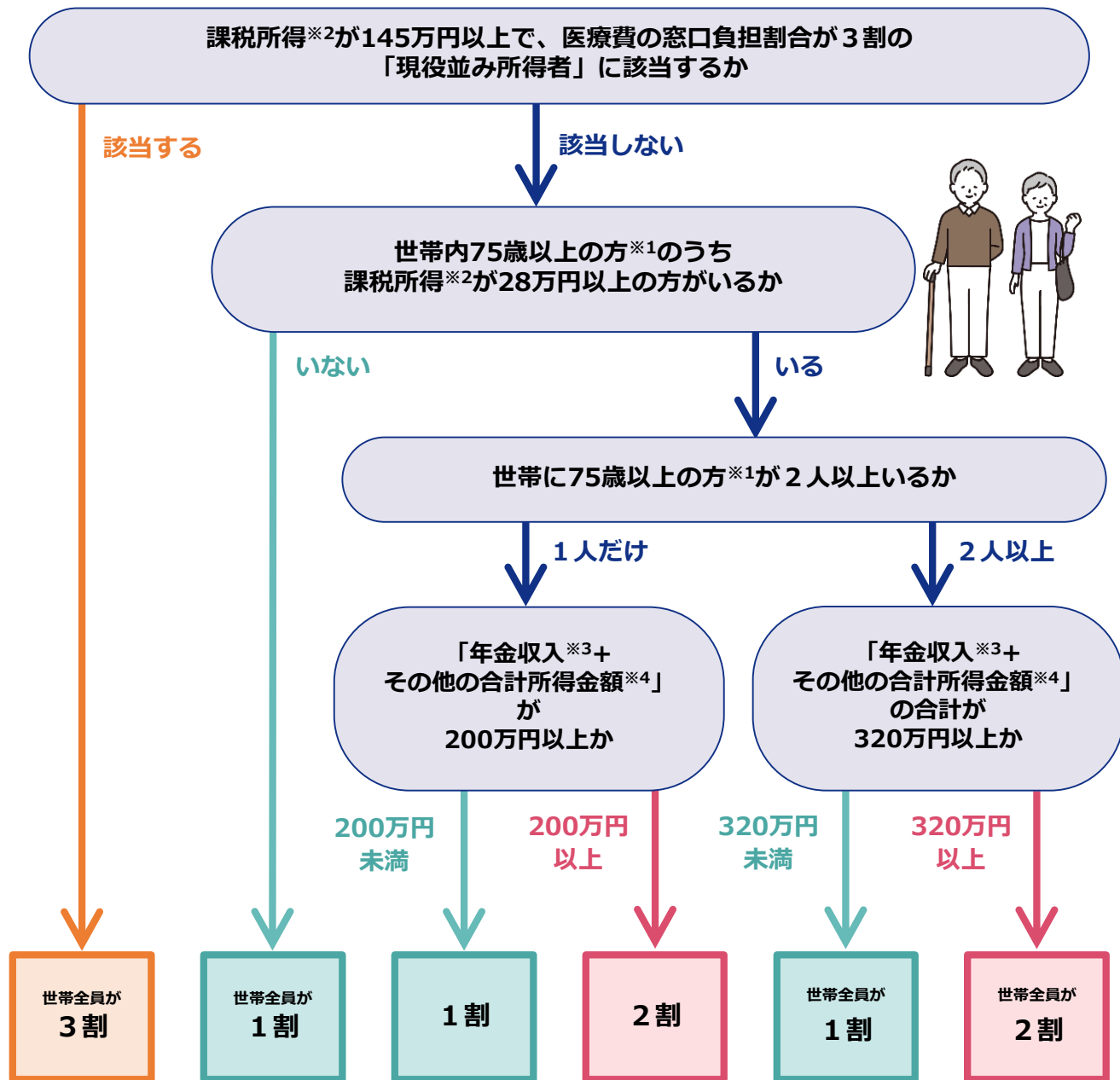


# 窓口負担割合 2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方<sup>※1</sup>の課税所得<sup>※2</sup>や年金収入<sup>※3</sup>をもとに、世帯単位で判定します。  
(2021年中の所得をもとに、2022年8月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を送ります)



※1  
75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方

※2  
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)

※3  
「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4  
「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。